

令和 4 年 7 月 26 日 定例教育委員会 会議録	
<b>1 開催日時及び場所</b>	
	・令和 4 年 7 月 26 日 (火) 午前 10 時 35 分 ～ 午後 12 時 13 分
	・教育委員会室
<b>2 出席者</b>	
教育長 堀 貴 雄	事務局職員
委員 稲 本 正 (オンライン)	副教育長 矢 本 哲 也
委員 野 原 正 美 (オンライン)	教育次長 小 野 悟
委員 竹 中 裕 紀 (オンライン)	義務教育総括監 香 田 静 夫
委員 村 上 啓 雄	教育総務課長 関 谷 英 治
委員 市 川 祥 子	教育総務課教育主管 (高) 中 川 敬 三
	教育総務課教育主管 (小中) 日 比 光 治
	教育総務課 ICT 教育推進室長 加 藤 昌 宏
	教育管理課長 嶋 崎 敏 幸
	教職員課長 中 村 有 希
	教職員課教育主管 棚 橋 武 司
	教職員課教育主管 青 木 孝 憲
	教育研修課長 神 出 建 太 郎
	学校安全課長 増 田 康 宏
	学校安全課生徒指導企画監 大 和 谷 淳
	学校支援課長 下 野 宗 紀
	学校支援課教育主管 山 田 高 秀
<b>3 議事日程等</b>	
	報第 1 号、議第 1 号、議第 2 号、議第 3 号、議第 4 号、事務局報告(政策)(1)、事務局報告(政策)(2)、事務局報告(政策)(3)については非公開とすることを決定
<b>4 会議録</b>	
	令和 4 年 6 月 13 日開催の定例教育委員会の会議録を承認
<b>5 審議の概要</b>	
	別添のとおり

## 会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
<b>報第2号 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について</b>	
教職員課長	<p>岐阜県教育職員免許法施行規則について、7月1日に専決させていただき、その承認を求めるものである。</p> <p>岐阜県教育職員免許法施行規則は、教員免許の授与に関することを規定しており、教員免許法の改正により免許更新制がなくなったこと、文部科学省の省令が改正されたことを踏まえ、免許更新制に関する条文や様式を削除したり、申請書類に旧姓や通称名を書いたりすることができるようにしたというものである。</p> <p>免許更新制の廃止の法改正が7月1日に行われたので、それに合わせて7月1日付けで専決させていただいた。承認をお願いする。</p>
野原委員	<p>お金と時間をかけて免許更新された方と、そこまではしなくてもと考えて免許更新をしなかった方がいる。今、なかなか教員不足で講師が見つからないという状況だが、更新をしていなかった方でもう一度教員をやってみようとする方の扱いはどうなるのか。</p>
教職員課長	<p>免許の失効、休眠ということになる。しかし、免許を取るために大学で取得した単位が消えるわけではなく、改めて手続きをするだけで一度失効していても、改めて免許を取ることができる。</p> <p>また、教員不足との関係でいうと、免許を取るまでの間、臨時免許状というものがあるので、緊急的に発行することもできる。</p> <p>これらのことをビラを作って周知したり、ホームページに載せたりするなど、免許の休眠をされている方、失効した方に積極的に周知していく必要がある。</p>
野原委員	<p>積極的な掘り起こしをしていかないと、これからは難しいので配慮をしたい。</p>
稲本委員	<p>教員の質が一番問題。免許更新制があることで緊張感や、それを励みに頑張るというボーダーラインを支えていたものがあつたように思う。それらがなくなることにつながるものが心配。免許更新制に代わる方策は考えられているのか。</p>
教職員課長	<p>免許更新制は、教員の評判はともかく、それによって一定の質が担保されることや知識のアップデートが目的であった。法律上、研修をしっかりと行うというようなことも元々決められている。改めて、今後、研修をしっかりと行って記録していくということが法律上、免許更新制の代わりに入った。その意味でも、現在、各学校で行われている校内研修や教育委員会が行う研修も含めて、しっかりと行い、記録して、自身の研鑽、資質向上に努めていくことが重要である。負担にならない形で、役に立つ、生かせるような研修を作っていく必要がある。研修に参加しやすい環境をつくっていくことも必要である。教育研修課と連携して対応したい。</p>
稲本委員	<p>研修が非常に大切だと考える。教員免許更新のための研修ではなく、ICT教育やふるさと教育という県の2つのテーマとの兼ね合いで、もっと先を見た、教育の改革に向けた研修とうまくリンクしながらぜひ研修を充実させてほしい。</p>
村上委員	<p>研修を受講した人は、何回受講したとか、ポイントがあるといった、そういう評価がされるのか。評価という意味ではどうか。</p>

教育研修課長	<p>免許更新制の改正と合わせて、教特法でも一部改訂がなされている。そちらでは、教員の育成指標に基づいて研修体系を構築するように定められている。本県では先取りをし、まさに今行っている。この中では、校長は教職員と対話をしながら研修受講を促す仕組みとしている。</p> <p>新たな視点としては、ICT や情報・教育データの利活用と特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒への対応についても盛り込みながら、資質を担保できる質の高い研修を提供しているところ。</p> <p>研修履歴は、現在、パブリックコメントを募集しており、今月中にまとまる予定。それを踏まえて、どのように先生方の研修を担保しながら負担のない形で届けられるか示していきたい。</p>
村上委員	<p>医師免許は、更新が今のところはない。しかし、研修を受けていないと、この頃はICTでe-Learningなどがあるので、受講歴が確認でき、どこまでも追及される。それで給料が落ちるわけではないが、受けてくださいと言われる。学会の専門領域では、5年間で何ポイント取らないと更新できないというのはあるが医師免許ではない。</p> <p>研修を受けなくても免許をはく奪されることはないという考えの方が一部にいる可能性は十分考えられる。せっきく研修をするのなら、原則、全員が年間何回以上受けるというようなルールを決めるとよいのではないか。</p>
教育長	報第2号について、挙手により採決する。
教育委員	全員賛成
教育長	全員賛成により原案のとおり承認する。
<p><b>事務局報告(政策)(1)</b></p> <p><b>県教育委員会における「働きやすい職場づくり」に向けた取組みの実施結果について</b></p>	
教育管理課長	<p>5月に実施した「働きやすい職場づくり」の取組みについて説明する。これは、郡上特別支援学校の講師自死事案の和解において、ご遺族と約束した取組みの一つとして、全ての県立学校で令和元年度から実施をしている。</p> <p>1つ目は、県立学校における職場研修及び意見交換等の実施である。職場研修の実施では、校長などが講師となって、再発防止として提言のあった、コンプライアンス意識の向上や、働き方改革プランの確実な実行など、各職員が心がける点を確認するとともに、5月は心身の不調を感じやすい時期であることから、不調を感じた場合の早めの相談などの確認を行った。</p> <p>2つ目は、ハラスメント防止のため、怒りの感情をマネジメント、コントロールする心理トレーニングであるアンガーマネジメントの研修を実施した。</p> <p>意見交換では、職場研修を踏まえつつ、組織横断的なグループにより実施した。意見交換で挙げられた意見について、自死事案の関係では、事案の再確認と再発防止の強い決意といった意見が出されたほか、職場環境の改善については、業務の精選に関する意見があった学校で、一月単位で業務の棚卸のようなチェックをし、業務の分散や負担軽減の対応を行った学校があった。</p> <p>アンガーマネジメントの研修では、相手の立場に立った表現をすることや、日常的なコミュニケーションの構築を通して、良好な人間関係を築いていくといった意見が出された。</p> <p>県教育委員会における啓発等については、ハラスメント等を受けた際の県教育</p>

	<p>委員会内の相談窓口や弁護士による外部相談窓口について、改めて周知を図ったところ。</p> <p>今年度から、すべての県立学校で ストレス測定機器を活用して疲労やストレス状況を把握する取組みを実施しているほか、管理職との面談時に、教職員の心身の不調を確認するため、疲労蓄積度のセルフチェックを各教職員が行い、その結果を見ながら、管理職と教職員が心身の状況を共有するようにしている。</p> <p>また、メルマガの配信を通じて、啓発も行った。</p> <p>学校訪問では、事務局職員が働き方改革プランの効果などについて、学校の教職員等から聞き取りを行い、勤務時間の把握に関して引き続き取り組むほか、デジタル採点システムの効果に関して評価をするという意見をもらった。</p> <p>職場巡回健康相談は、事務局の保健師が新規採用職員などを対象に、健康相談などを行っているもの。コロナ禍のため、業務以外で、他の同僚と集まって話をする機会が減り、悩みや不安を相談できないという相談に対し、相談事業の案内や管理職への助言等を行った。</p> <p>市町村教育委員会への働きかけについては、今回の県教育委員会の取組みを紹介し、市町村教育委員会においても働きやすい職場づくりに進めるよう働きかけを行った。</p>
村 上 委 員	<p>研修は、座学のような受け身的な研修なのか。ロールプレイやワークショップ形式などのアクティブな研修は行われているのか。</p>
教育管理課長	<p>「働きやすい職場づくり」に向けた研修は、校長が講師となって資料等を説明するという座学形式、職員会議などで行うような研修である。</p> <p>アンガーマネジメントの研修は、事例を用意し、ケースに対して意見交換をするグループ研修である。</p> <p>メンタルヘルス等の研修は、e-learning を活用したインターネット上で配信されたものを視聴するという形式である。</p>
村 上 委 員	<p>研修内容の性質上はやはり座学主体ではなく、アクティブなものがよい。適切にやってもらえるようお願いしたい。また、産業医面談はここには書かれていないが、以前よりスムーズにできる体制はとっているのか。</p>
教育管理課長	<p>産業医面談は、時間外勤務が長時間になっている者、80 時間を超えるような職員については、産業医、保健師等を含めて面談を行うようにしている。</p>
村 上 委 員	<p>所定の勤務時間であればもちろん法定上も行わなければならないのだが、それ以外に、メンタルストレスチェックである程度点数を出した人について、もちろん職員の自主的な申し出が主体だが、産業医との面談はされているか。</p>
教職員課長	<p>昨年度来、令和 2 年度当初もご指導いただいている。これからになるが、ストレスチェックの結果を踏まえて、きちんと産業医等へ勧めて面談につなげていきたい。</p>
村 上 委 員	<p>自主的に産業医との面談を申し出ることができる方は少ない。評価点数が通常より大きく逸脱している人へは保健師の方からの声かけをし、必要に応じて産業医につなげるということをしっかりやってほしい。教育委員会の相談窓口はちょっとかしこまって相談しづらい。職場には話せないけれど、医療関係者には話すことができ、精神医学の面からも支援できることで落ち着くこともある。</p>

稲本委員	どうしてもマイナスチェックが多い。働きやすい、楽しく教育ができる職場づくりのためには、ポジティブな活動との連動をすることを考えてはどうか。ICT教育、ふるさと教育と連動して楽しく教育できる職場づくりを進めていく必要がある。プラスのアイデアを入れたものと連動しないと、マイナスチェックだけでは十分ではない。そのあたりのことをどう考えているか。
教育管理課長	マイナスの要素が多いという点については、改めていく必要があると考えている。一方で、5月に行っている「働きやすい職場づくり」の取組みは、郡上特支の自死事案を踏まえて、長時間勤務を抑制すること、またハラスメント等を防止することを目的として始めているため、前向きな面についても少し加えることについてバランスを取りながら別途検討させていただく。
<p><b>事務局報告(政策)(3)</b></p> <p><b>県立学校の教科書採択について</b></p>	
学校支援課長	<p>県立学校の教科書採択については、今年度は、9月12日月曜日の定例教育委員会において各県立学校の教科書選定結果をお示するとともに、採択について審議をお願いしたい。</p> <p>高等学校用教科書目録、特別支援学校用の一般図書一覧(県)は、高等学校および特別支援学校において来年度使用することのできる教科書の一覧を示したものである。昨年度、新たに教科書検定に合格した高等学校用の教科書は、239種、254点。特別支援学校用の一般図書は12冊が新たに追加された。</p> <p>実物については、窓際に用意しているので、手に取ってご覧いただいたり、次回教育委員会会議までに持ち帰って見ていただくことも可能である。また、県立図書館、岐阜県総合教育センターでもご覧いただくことができる。</p> <p>教科書採択に先立ち、各県立高等学校及び県立特別支援学校においては、教科書選定委員会を開催し、来年度使用教科書の選定を行った。現在選定結果は取りまとめ中である。</p> <p>参考までに、来年度の県立高等学校教科選定の傾向について説明する。</p> <p>令和4年4月から年次進行で実施されている新学習指導要領で、高等学校の教科科目の構成に大きな改訂がなされた科目について取り上げると、2年生以上で履修する科目として国語では論理国語、文学国語、古典探究が、地理歴史では、地理探究、歴史探究が新設された。特に意識してご覧いただけるとよい。</p> <p>昨年に引き続き、新たに発行された教科書には、SDGsと関連付けた内容を取り上げている教科書や、QRコードからアクセスできるデジタルコンテンツを充実させた教科書が多く発行されている特徴がある。</p> <p>今ほとんどの教科書にQRコードが付いていて、読み込むと動画を見たりすることができる。</p> <p>各学校は、教科書の内容や構成、イラストの配置のあり方等調査した上で、実態に応じて教科書を選定している。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条の6では、本人、配偶者もしくは3親等以内の親族の方が、本件に関して利害関係者である場合には、議事に加わることができない旨を規定している。関係法令の趣旨を徹底するために、教育委員の皆様の配偶者もしくは3親等以内の親族の方が、教科書発行者に勤めていないか等について、配布した自己申告書に回答の上、提出いただきたい。</p>

教 育 長	<p>本日は、流れの説明である。</p> <p>選定と採択という 2 つの言葉がある。選定は各学校でなされており、9 月の教育委員会で採択を決めていただく。</p> <p>確認だが、高校の場合には、新学習指導要領が学年進行で行われるので、今の 1 年生は新しい教科書で学習しており、来年度になると 2 年生になる。課長説明の「特に」と言ったところは、2 年次で新たに始まっていく。令和 4 年度に選定されているものが令和 5 年度に使う教科書になる。</p>
<b>事務局報告（その他）</b> <b>(1) 令和 4 年第 3 回岐阜県議会定例会における審議結果について</b>	
教育総務課長	<p>6 月に行われた令和 4 年第 3 回岐阜県議会定例会では、8 人の議員から 13 件の質問をいただいた。内容としては、学校生活の楽しさを向上させる学校行事の実施や、GIGA スクール構想における格差是正等の取組み、ICT を活用した個別最適な学びや、教育現場における DX の推進による働き方改革など、幅広い質問をいただいた。</p>
<b>事務局報告（その他）</b> <b>(2) 岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</b>	
教育総務課長	<p>6 月 17 日に開催された教育警察委員会では、大きく 3 点について審議いただいた。1 点目は 6 月補正予算である。2 点目は、岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について、3 点目は、岐阜総合学園高等学校第 2 号館建築工事の請負契約についてである。</p> <p>各委員からは、6 月補正予算の県立特別支援学校、定時制高等学校の給食費の補助について、対象者の範囲等の質疑を受けた。3 件とも承認をいただいている。</p>
<b>事務局報告（その他）</b> <b>(3) 令和 4 年度教育委員行事予定について</b>	
教育総務課長	<p>7 月の定例教育委員会は都合により当初予定していた 29 日から、本日 26 日に変更した。</p> <p>教員採用試験 1 次試験合否判定会議は当初案内していた 8 月 1 日から 7 月 29 日に変更して開催する。この会議には村上委員にご出席いただく。8 月 17 日の教員採用試験二次試験実施状況の視察へは、こちらも村上委員にご出席いただく。9 月 8 日の教員採用試験 2 次試験合否判定会議へは、竹中委員にご出席いただく。10 月 8 日の中津商業高等学校の創立 100 周年記念式典には、市川委員にご出席いただく。</p>
村 上 委 員	<p>教員採用試験の 1 次試験合否判定会議の正確な時間と場所が知りたい。</p>
教育総務課長	<p>後ほど知らせる。</p>

<b>報第 1 号 職員の表彰について (非公開案件)</b>
<p>職員の表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第 1 号 教育委員会職員永年勤続表彰について (非公開案件)</b>
<p>教育委員会職員永年勤続表彰について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>事務局報告 (政策)</b>
<b>(2) いじめに関する重大事態について (非公開案件)</b>
<p>いじめに関する重大事態について報告がなされた。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>事務局報告 (政策)</b>
<b>(4) 令和 4 年度全国学力・学習状況調査結果について (非公開案件)</b>
<p>令和 4 年全国学力・学習状況調査について報告がなされた。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第 2 号 教職員の懲戒処分について (非公開案件)</b>
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第 3 号 教職員の懲戒処分について (非公開案件)</b>
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第 4 号 教職員の懲戒処分について (非公開案件)</b>
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>閉会</b>
<p>午後 12 時 13 分、閉会を宣言する。</p>